別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	四人	人	人
防衛装備庁			二	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（防衛医科大学校の編制等に関する省令の一部改正）

第三条　防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第三（第三条関係）

区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六六
看護学科に設ける講座	六八	一六
合計	三四	八二
	一一四	

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第四条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（部次長）

第八条　北海道防衛局、北関東防衛局及び近畿中部防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局、南関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の企画部及び調達部に、次長三人を置く。

2　［略］

改正前

（部次長）

第八条　北海道防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局及び九州防衛局の企画部、北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、中国四国防衛局及び九州防衛局の調達部並びに南関東防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の管理部に、それぞれ次長一人を、東北防衛局、南関東防衛局及び中国四国防衛局の企画部並びに南関東防衛局及び近畿中部防衛局の調達部に、それぞれ次長二人を、沖縄防衛局の企画部及び調達部に、次長三人を置く。

2　［同上］

別表第十一　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	人	二人	人	人

改正後

別表第三（第三条関係）

区分	専任の教授・准教授・講師の数	専任の助教の数
学科目		
医学科に設ける講座	一二	六六
看護学科に設ける講座	六八	一七
合計	三四	八三
	一一四	

改正前